

令和2年3月6日
宮城県公報第84号別冊

令和元年度 行政監査結果報告書

－ 学校徴収金について －

令和2年2月

宮城県監査委員

目 次

第1章	監査の概要	1
1	監査対象事務	1
2	監査の目的	1
3	監査の着眼点と主な調査内容	1
4	監査の対象	2
5	監査の実施方法	2
第2章	監査結果	4
1	学校徴収金会計事務に関する取扱いについて	4
2	県立高等学校及び特別支援学校における学校徴収金の状況について	4
第3章	監査結果を踏まえた意見	14
第1	学校徴収金の管理について	15
1	学校徴収金の取扱いに関する指導の徹底	15
2	学校徴収金の事務分担	16
3	私費会計団体からの受納財産に係る管理の適正化	16
第2	学校徴収金の使途について	17
1	本来公費で負担すべき経費への支出	17
2	公費・私費会計の予算編成事務の適正化	19
第3	学校徴収金の事務処理について	19
1	学校事務職員の置かれている現状	19
2	本来業務と私費会計に係る業務との関係性	20

3	内部けん制機能が発揮される体制の確保	2 1
4	その他	2 2
第4	団体運営への適正関与	2 3
	終わりに	2 4
資料		2 5
1)	令和元年度行政監査実施計画	
2)	学校徴収金に関する行政監査調査票 (その1)	
3)	学校徴収金に関する行政監査調査票 (その2)	

第1章 監査の概要

1 監査対象事務

学校徴収金について

2 監査の目的

県立学校の運営に係る経費には、公費のほか、私費として扱われる「学校徴収金」がある。学校徴収金は、PTAや教育振興会など学校支援を目的とした「団体費」のほか、副教材費や実習材料費、修学旅行積立金など生徒個人が直接受益者となる「教材費」に区分され、これら費用に係る会計事務を学校職員が担っているが、時折、不適正な事務処理や私的流用等の不祥事まで発生している。

このような状況から、教育現場における公費と私費について実態を把握の上、本来公費で負担すべき経費を学校徴収金から支出していないか、学校徴収金の事務処理について内部統制が機能しているか等を検証し、一層の適正な管理・執行に資することを目的として監査を実施した。

3 監査の着眼点と主な調査内容

着眼点	主な調査内容
(1) 県立学校の運営に係る経費の執行状況について	<ul style="list-style-type: none">・必要な学校運営の予算が令達されているか。・学校徴収金の取扱いに係る通知や指針等が遵守されているか。・教材費の管理は適切か。・団体費の管理及びサービスは適切か。・学校徴収金の会計が適切に執行されているか。・学校徴収金の会計処理状況について透明性が確保されているか。・保護者から学校徴収金の徴収承諾が得られているか。
(2) 学校徴収金の使途について	<ul style="list-style-type: none">・本来公費で負担すべき経費について、私費である学校徴収金から支出されていないか。
(3) 学校徴収金の事務処理における職員の負担について	<ul style="list-style-type: none">・学校徴収金の事務負担は、全体のどの程度か。

4 監査の対象

学校徴収金と関わりの深い教育庁総務課，教職員課，高校教育課，施設整備課及びスポーツ健康課並びに県立学校（県立高等学校及び県立特別支援学校） 88校

5 監査の実施方法

(1) 書面調査

監査の実施にあたり，学校徴収金の徴収状況及び執行状況等を把握するため，全ての県立学校（県立高等学校及び県立特別支援学校）を対象に「行政監査調査票」により書面調査を実施した。

(2) 事務局監査

ア 対象機関

監査対象機関に選定した県立高等学校25校並びに県立学校を指導する教育庁総務課，教職員課，高校教育課，施設整備課及びスポーツ健康課（表1のとおり）

イ 実施方法

実地で実施した。

ウ 実施期間

平成31年4月17日（水）から令和元年12月6日（金）まで

(3) 委員監査

ア 対象機関

事務局監査実施箇所25校並びに教育庁総務課，教職員課，高校教育課，施設整備課及びスポーツ健康課（表1のとおり）

イ 実施方法

25校のうち23校並びに教育庁5課については実地監査とし，2校については書面監査とした。

ウ 実施期間

令和元年5月23日（木）から令和2年1月9日（木）まで

表 1 監査の実施機関及び実施方法

番号	対象機関名	実施方法	
		事務局監査	委員監査
1	教育庁総務課	実地	実地
2	教職員課	実地	実地
3	高校教育課	実地	実地
4	施設整備課	実地	実地
5	スポーツ健康課	実地	実地
6	石巻好文館高等学校	実地	実地
7	柴田高等学校	実地	実地
8	柴田農林高等学校	実地	実地
9	古川工業高等学校	実地	実地
10	迫桜高等学校	実地	実地
11	村田高等学校	実地	実地
12	蔵王高等学校	実地	実地
13	中新田高等学校	実地	実地
14	岩出山高等学校	実地	実地
15	一迫商業高等学校	実地	実地
16	築館高等学校	実地	実地
17	南郷高等学校	実地	実地
18	名取北高等学校	実地	実地
19	古川黎明高等学校	実地	実地
20	塩釜高等学校	実地	実地
21	志津川高等学校	実地	実地
22	本吉響高等学校	実地	実地
23	岩ヶ崎高等学校	実地	実地
24	宮城広瀬高等学校	実地	実地
25	多賀城高等学校	実地	実地
26	田尻さくら高等学校	実地	実地
27	登米高等学校	実地	実地
28	石巻工業高等学校	実地	書面
29	仙台東高等学校	実地	書面
30	仙台第一高等学校	実地	実地

※ 中高一貫校である古川黎明高等学校は、高等学校と中学校の団体費が同じ会計のため、実地監査において中学校分も確認した。

第2章 監査結果

令和元年度行政監査実施計画（P26～P28）に基づき、教育庁総務課、教職員課、高校教育課、施設整備課及びスポーツ健康課並びに県立学校（高等学校及び特別支援学校）88校を対象に学校徴収金について行政監査を実施した。

学校徴収金の徴収状況及び執行状況等を把握するため、全ての県立学校88校（高等学校69校及び特別支援学校19校）を対象に、「行政監査調査票」（P29～P30）により主として「教育振興会」、「同窓会」、「PTA（父母教師会）」及び「部活動後援会」の4団体の会計について書面調査を実施するとともに、県立学校を指導する教育庁総務課、教職員課、高校教育課、施設整備課及びスポーツ健康課並びに高等学校25校を対象に実地監査を実施した。

書面調査結果及び実地監査結果の概要については、以下のとおりである。

1 学校徴収金会計事務に関する取扱いについて

学校徴収金会計事務に関する取扱いについては、平成16年3月29日付教第758号教育長通知の後、適切な取扱いについて繰り返し通知されてきた。平成31年4月に「学校徴収金取扱マニュアル」が作成され、高校教育課では令和元年7月から実地調査を開始している。

このマニュアルには、学校徴収金の区分、サービス上の取扱い、会計職員の役割及び業務内容、通帳や現金の管理等を定めた総則のほか、会計処理の流れ、団体費、部活動費、備品の管理、チェックのポイント等について記載されているが、公費と学校徴収金の区分等に係る基本的な考え方は、従前と同様の記載にとどまっており、個々の区分については現場の判断に任されている。

2 県立高等学校及び特別支援学校における学校徴収金の状況について

(1) 県立高等学校及び特別支援学校における学校徴収金等の会計数

書面調査で回答のあった高等学校及び特別支援学校における学校徴収金等の会計数及び金額については表1のとおりである。平均で1校当たり20会計（1,792会計/88校）を所管しており、実地監査時のヒアリングでは、学校徴収金に係る事務は事務室全体の事務量の2～3割程度との回答が多かった。高等学校における生徒1人当たり1年間の負担額は、単純計算で団体費38,941円（1,591,177千円/40,861人）、教材費52,704円（2,153,539千円/40,861人）と算定される。

なお、実地監査において、他団体からの助成金や生徒からの臨時徴収（合宿費、遠征費、受験料等）を管理している、県や団体に属さない会計の存在が確認された。

また、中高一貫校において、同窓会等を単一団体として運営し、会計も一本化しているものが認められた。

表1 高等学校及び特別支援学校における学校徴収金等の会計数及び金額（千円）

区分 (学校数)	生徒数(人) H30.5現在	会計数・ 金額の別	団体費	教材費	計
高等学校 (69)	40,861	会計数	414	939	1,353
		金額	1,591,177	2,153,539	3,744,716
特別支援学校 (19)	2,297	会計数	51	388	439
		金額	38,284	269,815	308,099
計 (88)	43,158	会計数	465	1,327	1,792
		金額	1,629,461	2,423,354	4,052,815

※ 教材費には、特別支援学校や定時制高校の給食費、実業高校の実習費、寮費等も含まれる。

(2) 書面調査で対象とした団体費4会計の設置状況

書面調査で対象とした団体費4会計の設置状況は表2のとおりである。

高等学校240会計と特別支援学校29会計の計269会計が設置されている。

実地監査において、各学校の事務室では、会計事務だけではなく、実質的に予算管理や決算事務が行われていることが確認された。

表2 書面調査で対象とした団体費4会計の設置状況

団体会計	高等学校 (69校)	特別支援学校 (19校)	計 (88校)
1 教育振興会	67	0	67
2 同窓会	65	10	75
3 父母教師会	68	18	86
4 部活動後援会	40	1	41
計	240	29	269

(3) 学校徴収金に係る保護者の意思確認の方法

学校徴収金を徴収する前提として、保護者等が団体に入会し、かつ、団体が定める手続きにより予算や会費が決定されていることが必要となるが、書面調査において回答のあった、保護者の意思確認の方法については、表3のとおりである。

実地監査において、高等学校では、年度当初に開催される入学説明会や教育振興会、父母教師会及び部活動後援会の合同総会において入会や会費等について説明し、総会欠席者には総会後に通知することによって、保護者から異議の意思表示がない限り、入会及び会費納入の了承を得られたものとして取り扱われていることが確認された。

なお、書面による意思確認はほとんど行われていない。

表3 学校徴収金に係る保護者の意思確認の方法

(割合 %)

区分 (学校数)	団体会計	会計数	保護者の意思確認の方法							
			総会での説明		欠席者通知		同意書		同意手続なし	
			件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
高等 学校 (69)	1 教育振興会	67	67	100.0	38	56.7	4	6.0	0	0.0
	2 同窓会	65	55	84.6	16	24.6	1	1.5	8	12.3
	3 父母教師会	68	68	100.0	37	54.4	4	5.9	0	0.0
	4 部活動後援会	40	38	95.0	25	62.5	3	7.5	2	5.0
	計	240	228	95.0	116	48.3	12	5.0	10	4.2
特別 支援 学校 (19)	1 教育振興会	0	0	—	0	—	0	—	0	—
	2 同窓会	10	9	90.0	2	20.0	2	20.0	0	0.0
	3 父母教師会	18	18	100.0	11	61.1	1	5.6	0	0.0
	4 部活動後援会	1	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	計	29	28	96.6	13	44.8	3	10.3	0	0.0
合計 (88)	1 教育振興会	67	67	100.0	38	56.7	4	6.0	0	0.0
	2 同窓会	75	64	85.3	18	24.0	3	4.0	8	10.7
	3 父母教師会	86	86	100.0	48	55.8	5	5.8	0	0.0
	4 部活動後援会	41	39	95.1	25	61.0	3	7.3	2	4.9
	計	269	256	95.2	129	48.0	15	5.6	10	3.7

(4) 学校徴収金の出納手続

書面調査において回答のあった学校徴収金の出納手続は、表4のとおり269会計中、190会計(70.6%)が県費と同様の手続きで処理され、79会計(29.4%)が県費よりも簡易な手続きで処理されている。

実地監査において、各学校では、できる限り現金を取り扱わないように配慮しているものの、保護者からの現金納付や業者への現金支払が必要な場合があるとの現状が認められた。

表4 学校徴収金の出納手続 (割合%)

区分 (学校数)	団体会計	会計数	出納手続					
			県費と同様		簡易手続		計	
			件数	割合	件数	割合	件数	割合
高等学校 (69)	1 教育振興会	67	49	73.1	18	26.9	67	100.0
	2 同窓会	65	44	67.7	21	32.3	65	100.0
	3 父母教師会	68	49	72.1	19	27.9	68	100.0
	4 部活動後援会	40	26	65.0	14	35.0	40	100.0
	計	240	168	70.0	72	30.0	240	100.0
特別 支援 学校 (19)	1 教育振興会	0	0	—	0	—	0	—
	2 同窓会	10	8	80.0	2	20.0	10	100.0
	3 父母教師会	18	13	72.2	5	27.8	18	100.0
	4 部活動後援会	1	1	100.0	0	0.0	1	100.0
	計	29	22	75.9	7	24.1	29	100.0
合計 (88)	1 教育振興会	67	49	73.1	18	26.9	67	100.0
	2 同窓会	75	52	69.3	23	30.7	75	100.0
	3 父母教師会	86	62	72.1	24	27.9	86	100.0
	4 部活動後援会	41	27	65.9	14	34.1	41	100.0
	計	269	190	70.6	79	29.4	269	100.0

(5) 学校徴収金の事務処理状況

学校徴収金の団体費については、団体が徴収し、その用途を決定し、執行するものである。一方で、ほとんどの団体が、会計事務を学校に委託し、事務局を学校に置くこととしている。さらに、学校の教職員が団体の構成員となり役職員を兼ねている場合も多く、学校が団体の運営や事務処理に深く関与している状況が、実地監査において認められた。

(6) 団体費 4 会計に係る監査の状況

書面調査対象とした団体費 4 会計に係る監査の状況は表 5 のとおりである。

その結果、全ての会計において、団体の役員等による監査が実施されていた。

なお、監査を担当する役員には、保護者が就いている場合が多いことが実地監査で確認された。

表 5 団体費 4 会計に係る監査の状況 (割合 %)

区分 (学校数)	団体会計	会計数	監査の状況(併用あり)			
			学校長等		団体の役員等	
			件数	割合	件数	割合
高等 学校 (69)	1 教育振興会	67	35	52.2	67	100.0
	2 同窓会	65	28	43.1	65	100.0
	3 父母教師会	68	37	54.4	68	100.0
	4 部活動後援会	40	23	57.5	40	100.0
	計	240	123	51.3	240	100.0
特別 支援 学校 (19)	1 教育振興会	0	0	—	0	—
	2 同窓会	10	1	10.0	10	100.0
	3 父母教師会	18	12	66.7	18	100.0
	4 部活動後援会	1	1	100.0	1	100.0
	計	29	14	48.3	29	100.0
合計 (88)	1 教育振興会	67	35	52.2	67	100.0
	2 同窓会	75	29	38.7	75	100.0
	3 父母教師会	86	49	57.0	86	100.0
	4 部活動後援会	41	24	58.5	41	100.0
	計	269	137	50.9	269	100.0

(7) 決算書の作成・公表の状況

書面調査において回答のあった決算書の作成・公表の状況については、表6のとおりであり、269 会計の全てについて、決算書の作成はなされているものの、公表されていない会計があった。

なお、実地監査において、決算書の内容を確認したところ、記載内容が概括的で、支出内訳が項目程度の記載にとどまり、会員に対する情報提供が必ずしも十分ではない状況が認められた。

表6 決算書の作成・公表の状況

(割合 %)

区分 (学校数)	団体会計	会計数	決算書の作成と公表状況			
			作成 件数	割合	公表 件数	割合
高等 学校 (69)	1 教育振興会	67	67	100.0	67	100.0
	2 同窓会	65	65	100.0	64	98.5
	3 父母教師会	68	68	100.0	68	100.0
	4 部活動後援会	40	40	100.0	39	97.5
	計	240	240	100.0	238	99.2
特別 支援 学校 (19)	1 教育振興会	0	0	—	0	—
	2 同窓会	10	10	100.0	10	100.0
	3 父母教師会	18	18	100.0	18	100.0
	4 部活動後援会	1	1	100.0	1	100.0
	計	29	29	100.0	29	100.0
合計 (88)	1 教育振興会	67	67	100.0	67	100.0
	2 同窓会	75	75	100.0	74	98.7
	3 父母教師会	86	86	100.0	86	100.0
	4 部活動後援会	41	41	100.0	40	97.6
	計	269	269	100.0	267	99.3

(8) 公費（県費）負担を相当とする経費への支出

「学校徴収金取扱マニュアル」（平成31年4月4日高第2号宮城県教育長通知）では、公費負担を相当とする経費として「学校の管理運営・教育活動に要する経費のうち、一定の教育水準の確保に必要な経費」が例示されているが、今回の書面調査において、団体費から支出したもののうち、当該経費への支出に該当すると学校が判断して、その旨回答のあったものは、表7のとおりである。

これらは、団体の意思に基づくものである限り、問題がある支出とは必ずしも言えないが、実地監査では、学校の管理運営に関する経費、施設・設備や備品の維持管理経費、公務として旅行命令等に基づき支給されるべき旅費、授業に必要な教材・教具の購入等へ支出している事案が確認された。

表7 公費（県費）負担を相当とする経費への団体費からの支出（割合%，金額 千円）

区分 (学校数)	団体会計	会計数	当該支出と学校が判断したもの						
			あり		内訳別金額				
			件数	割合	施設修繕	備品管理	教育経費	その他	計
高等 学校 (69)	1 教育振興会	67	48	71.6	27,878	2,358	54,962	17,334	102,532
	2 同窓会	65	2	3.1	101	0	0	400	501
	3 父母教師会	68	13	19.1	89	0	1,450	2,320	3,859
	4 部活動後援会	40	7	17.5	4,552	0	1,261	495	6,308
	計	240	70	29.2	32,620	2,358	57,673	20,549	113,200
特別 支援 学校 (19)	1 教育振興会	0	0	—	0	0	0	0	0
	2 同窓会	10	0	0.0	0	0	0	0	0
	3 父母教師会	18	4	22.2	11	0	432	100	543
	4 部活動後援会	1	0	0.0	0	0	0	0	0
	計	29	4	13.8	11	0	432	100	543
合計 (88)	1 教育振興会	67	48	71.6	27,878	2,358	54,962	17,334	102,532
	2 同窓会	75	2	2.7	101	0	0	400	501
	3 父母教師会	86	17	19.8	100	0	1,882	2,420	4,402
	4 部活動後援会	41	7	17.1	4,552	0	1,261	495	6,308
	計	269	74	27.5	32,631	2,358	58,105	20,649	113,743

公費（県費）負担を相当とする経費への団体費からの支出と学校が判断したもの

区分	主な事例
施設修繕	グラウンド整備，体育館床塗装，校内施設排水改善，部活動施設修繕，施設小破修理（ゴミ置き場屋根，テニスコート日除け，バックネット等），樹木剪定，トイレ清掃
備品管理	備品修繕（タイマー，除湿器，体育マット），ストーブオーバーホール，ジェットヒーター修理
教育経費	授業用消耗品・備品（実験・実習用材料，生徒利用ロッカー，スクリーン，プロジェクター），講演会講師謝礼
その他	教科研究会負担金等，部活動引率旅費，進路指導室コピー料金，清掃用具，企業訪問用名刺，メール配信システム利用料，災害備蓄品，床清掃

(9) 団体費による支援を受けることを可能とする経費への支出

「学校徴収金取扱マニュアル」では、団体費による支援を受けることを可能とする経費として「教育環境充実のため支援される図書購入費」、「自習室で使用される備品購入費」が例示されているが、今回の書面調査において、当該経費への支出に該当すると学校が判断して、その旨回答のあったものは、表8のとおりである。

「学校徴収金マニュアル」で例示されているもの以外では、「その他」として、教科研究会負担金、部活動助成、教科消耗品及び保護者等への連絡用メール配信システム利用料等、公費負担を相当とする経費との区分が難しい経費への支出を挙げている。

表8 団体費による支援を受けることを可能とする経費への支出 (割合 %, 金額 千円)

区分 (学校数)	団体会計	会計数	当該支出と学校が判断したもの					
			あり		内訳及び金額			
			件数	割合	図書	備品	その他	計
高等 学校 (69)	1 教育振興会	67	59	88.1	33,701	1,063	58,023	92,787
	2 同窓会	65	6	9.2	0	0	7,782	7,782
	3 父母教師会	68	13	19.1	1,076	0	3,290	4,366
	4 部活動後援会	40	13	32.5	0	0	19,416	19,416
	計	240	91	37.9	34,777	1,063	88,511	124,351
特別 支援 学校 (19)	1 教育振興会	0	0	—	0	0	0	0
	2 同窓会	10	0	0.0	0	0	0	0
	3 父母教師会	18	5	27.8	309	0	163	472
	4 部活動後援会	1	1	100.0	174	0	0	174
	計	29	6	20.7	483	0	163	646
合計 (88)	1 教育振興会	67	59	88.1	33,701	1,063	58,023	92,787
	2 同窓会	75	6	8.0	0	0	7,782	7,782
	3 父母教師会	86	18	20.9	1,385	0	3,453	4,838
	4 部活動後援会	41	14	34.1	174	0	19,416	19,590
	計	269	97	36.1	35,260	1,063	88,674	124,997

団体費による支援を受けることを可能とする経費への支出と学校が判断したもの

区分	主な事例
教育環境充実のため支援される図書購入費	図書、雑誌、新聞等
自習室で使用される備品購入	机、椅子、加湿器、LED照明、モニターDVD
その他	教科研究会負担金等、部活動助成（運営補助、物品購入補助、合宿補助、コート整備、コーチ謝礼）、練習試合引率交通費、教科消耗品、メール配信システム利用料、学校行事助成、芸術鑑賞等

(10) 「団体費で取得した財産（施設修繕、備品、消耗品、図書等）」の寄附受納手続き

「学校徴収金取扱マニュアル」では、団体から備品等の寄附を受ける場合は、財務規則（昭和 39 年宮城県規則第 7 号）等の規定に従い、寄附受納手続きを経ることとされ、毎年度当初の事務室長会議等においても担当課から説明されているが、今回の実地監査において、周年記念行事として団体で購入した車両について、寄附手続き前であるにも関わらず、公印を使用して学校名義で登録を行っていた適正を欠く事案が認められた。また、団体費で取得した消耗品については、ほとんど寄附受納手続きが行われていないことが認められた。

(11) 低所得世帯等に対する会費の減免規定

学校徴収金に係る低所得世帯等に対する会費の減免については、書面調査の結果によれば、3校が規定を設けているが、そのうち1校につき実地監査で確認したところ、当該校については、当該減免措置を適用した実績は確認されなかった。

(12) 団体費 4 会計の単年度精算

書面調査の結果において、調査対象とした団体費 4 会計については、例年同額程度を繰り越しており、単年度で精算し残金を保護者に返還している会計は確認されなかった。

なお、実地監査において、会計間の貸付け、助成、繰出しや、毎年の年度会計から積み立てている基金や特別会計の残高が累積し多額になっている事案が認められた。

(13) キャッシュカード、ネットバンク、クレジットカード等の使用

書面調査及び実地監査いずれにおいても、調査対象とした団体費 4 会計について、キャッシュカード等を使用している事案は確認されなかった。

(14) その他

○ 契約名義と支払い義務者の不一致

実地監査において、学校事務室の業務運営状況を確認したところ、本来業務と私費会計団体業務の区分があいまいとなっており、私費会計からの支出であるにも関わらず、契約が校長名で締結されている事案や請求書が校長宛となっている事案が相当数認められた。

○ 食堂等の設置における父母教師会名義の利用

食堂や売店の設置に当たり、多くの学校は父母教師会に施設使用許可を出し、光熱水費の実費を県の雑入としているが、実地監査において確認したところ、実態は食堂を維持するために使用料を免除し食堂運営事業者の負担軽減を図っているもので、食堂以外の場所に設置されている自動販売機の販売手数料も食堂運営事業者の収入になっている事案が確認された。

○ 休眠団体からの会計事務受託及び入会金徴収

休眠状態となり意思決定ができない団体の会計事務を，学校の判断で受託したこととして，休眠団体への入会金を継続的に長期間にわたり保護者から徴収し学校側で管理していた事案が実地監査において確認された。

第3章 監査結果を踏まえた意見

学校教育法（昭和22年法律第26号）第5条では、「学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。」と規定し、学校の設置者に対して、当該学校の管理責任を課し、あわせて必要な経費を負担することを求めており、県立学校における管理運営に係る経費については、国庫補助・負担金等の公的な財政援助を除いて、県自らが負担することが原則とされている。

また、地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条の5では、「(略)地方公共団体は(略)住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄附金(略)を割り当てて強制的に徴収(これに相当する行為を含む。)するようなことをしてはならない。」、同法第27条の3では、「都道府県は、当該都道府県立の高等学校の施設の建設事業費について、住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならない。」と規定している。

一方で、文部科学省通知「学校関係団体が実施する事業に係る兼職兼業等の取扱い及び学校における会計処理の適正化についての留意事項等について」（平成24年5月9日付、24文科初第187号初等中等教育局長通知（以下、「文部科学省通知」という。))によれば、PTA等の学校関係団体（以下、「団体」という。）から学校に対して、自発的な寄附を行うことは禁止されていない。

このため、結果として、本来、公費で負担すべき県立学校の管理運営費の一部について、団体の私費会計から支出し、経費負担している現状が見られた。

学校徴収金は、より良い教育環境の充実に図るため、団体の意思に基づき、保護者等から徴収され、執行されるものである。しかしながら、現状では、学校の教職員が団体の構成員となっている場合や、役職員を兼ねている場合も多い。また、会計事務についても団体と学校との間で無償の委託契約が締結されているという実態があるため、保護者や団体の負託に応えるためにも、その執行に当たっては、公費と同様に準公費として厳正な取扱いが求められる。

加えて、県立学校は県の機関の一つであり、県立学校に関係した権利義務の主体になるのは設置者である県であることから、教職員が公務員として行う業務については、法令遵守はもとより、すべからく県民への説明責任を果たすなど、各学校においても、コンプライアンスの認識を高め、保護者等への情報公開を推進し、内部統制の有効な運用を図るよう、更なる努力が必要である。

これまで、宮城県教育委員会においては、学校現場に対して、学校徴収金の取扱いに関する通知の発出等により、県民から疑念を抱かれることのないよう、適正な管理を求めてきたところであるが、昨年度、石巻工業高等学校で事務室職員による団体費の私的流用が

発覚し、過去においても、仙台西高等学校、水産高等学校、船岡支援学校などで、同様の不祥事案が発生するなど、残念ながら数年おきに不祥事が繰り返されている状況にある。

このような状況は、県政全体への信頼を揺るがしかねない由々しき事態であり、今後、二度と繰り返されることのないよう、改めて検証を行い、改善すべき点については、速やかに措置を講ずる必要がある。

そのため、前章とこれまでに実施した委員監査を踏まえ、以下、監査委員として意見を述べる。

第1 学校徴収金の管理について

1 学校徴収金の取扱いに関する指導の徹底

学校徴収金については、教育委員会において、保護者等で構成される団体の意思を最大限に尊重して、教育環境の更なる充実に寄与したいとの申し出に応えるため、あわせて県民に疑念を抱かれることのないようにするため、一定の基準を定め、その内容を遵守し、統一的な取扱いとするよう、学校現場に求めてきたところである。

これまでに教育委員会が、県立学校長等に対して発出した通知等は、次のとおりである。

- ・学校徴収金会計事務に関する取扱いについて
(平成16年3月29日付、教第758号、教育長通知)
- ・「県立学校事務的諸課題等解決策検討結果」について
(平成18年3月31日付、総号外・高号外、教育庁総務課長・高校教育課長の連名通知)
- ・学校徴収金会計事務に関する取扱いについて
(平成22年12月13日付、高号外、高校教育課長・特別支援教育室長・スポーツ健康課長・生涯学習課長の連名通知)
- ・公費と学校徴収金の適正な負担区分等に係る指針について
(平成25年5月1日付、高第99号、教育長通知)
- ・学校徴収金会計等に係る私的流用事故を踏まえた再発防止策の徹底について
(平成25年9月6日付、高第351号、教育長通知)
- ・平成25年度県立学校事務的諸課題等解決検討会検討部会報告書
(平成26年3月11日、検討会代表高校教育課長名、電子メール施行)
- ・学校徴収金会計の適切な取扱いについて
(平成30年5月18日付、高第108号、高校教育課長・特別支援教育課長の連名通知)

・学校徴収金の会計の会計処理の適正化について〔学校徴収金取扱マニュアル〕

(平成31年4月4日付, 高第2号, 教育長通知)

また, 教育委員会においては, これらの運用状況を確認するため, 高校教育課の職員が定期的に各学校を巡回して事務指導を行い, 学校徴収金の適正な執行について, 周知及び注意喚起をしてきたところではあるが, 今般の不祥事案発生の経緯及び今回の監査結果を踏まえて, 更に徹底した不祥事再発防止策を検討し, なお一層の学校現場に対する指導の徹底を図られたい。

2 学校徴収金の事務分担

(1) 私費会計団体事務の受託範囲の整理

団体から学校が委託を受ける会計事務の範囲は, 団体の総会で承認された事業計画及び予算に基づき執行される個別具体の出納事務と解されるが, 現実には, 各予算の年間所要額の積算や校内への予算額の配分など出納事務以外の事務も処理している実態があった。

団体費の会計事務については, 団体の長から委託された事務の範疇を超えることのないよう, また, 県予算の不足分を安易に団体の私費会計で補填することのないよう, 受託範囲を再度整理し, その執行に際しても, 団体の意思に基づき適正に行うよう各学校を指導されたい。

(2) 私費会計団体事務に係る手続きの適正化

今回の監査において, 会計事務については, 公費に準じた取扱いをしているものの, 一連の事務処理は, 時代に合わせた見直しが行われず前例を踏襲している傾向が見られた。

各学校においては, 学校徴収金の所期の目的を十分に考慮し, 保護者の意思が適切に反映され, 団体の構成員に対する説明責任を果たすことができるような事務手続きに努められたい。また, 教育委員会においては, 必要に応じてマニュアルの改正を行うなど適切な指導に努められたい。

3 私費会計団体からの受納財産に係る管理の適正化

(1) 団体の自発的意思に基づく寄附受納の徹底

団体からの申し出に基づき, より良い教育環境の充実を図ることを目的として, 施設・設備, 備品等の寄附を学校が受け入れている事例が多数確認された。

財産の寄附は, 団体の意思決定により採納が行われるものであるが, 形式上は団体の意思に基づく採納とはいうものの, 学校側からの要請に基づくものと考えざるを得ない寄附物件が多数見受けられたほか, 団体においては, 採納することについて総会の議決

を得ていないもの、議決を得てはいるものの、当該議決に当たって備品購入費等の項目のみを示し、内訳を明示していないものが確認された。団体からの寄附が自発的なものであると言うためには、団体内での意思決定が適切に行われていることが大前提となるので、その点を十分に確認の上、受納するよう努められたい。

(2) 寄附受納財産に係る事務手続きの適正化及び管理の徹底

団体からの財産の寄附受納に際し、県の教育財産として受け入れることの妥当性についての検討が必ずしも十分になされているとは言い難い事例が認められた。また、寄附受納の事務手続きが一切なされておらず、財産台帳への登録もないものが認められたので、教育委員会においては、財産授受の実態の把握を行い、所定の手続きを行った上で適正に財産を管理するよう徹底されたい。

なお、新たに寄附を受け入れる備品等については、教育財産として受け入れることの妥当性を判断するための基準を明示し、受け入れ後は、教育財産として適正な維持管理が行われるよう各学校を指導されたい。

第2 学校徴収金の使途について

1 本来公費で負担すべき経費への支出

(1) 公費・私費会計の区分の明確化

県立学校における管理運営に係る経費については、前述のとおり、県費で賄うことが原則であり、例外として、より良い教育環境の充実を図るため、保護者等で構成される団体の自発的かつ善意に基づく支援の申し出についてまでは、否定されるべきものではないとされている。

一方で、国が、全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、保護者の教育に係る負担を軽減し、生徒の学習の機会を失わせることのないよう施策を進めている現状を踏まえると、今後は、保護者等の負担軽減のため、学校現場で貢献し得ることを検討するとともに、学校が本来公費で負担すべき校舎等の維持修繕や消耗品等に係るものについては、安易に、団体を通じ保護者から寄附を受けることなく、公費で予算措置し対応することを徹底されたい。

なお、教員の各種研究会への参加は、生徒の学力や資質向上につながるものとして、公務扱いとし、旅費を公費から支給している一方、会費・負担金の公費支出は、「県立学校事務的諸課題等解決策検討結果」について（平成18年3月31日付、総号外・高号外、教育庁総務課長・高校教育課長の連名通知）を参考に、東北6県以上の組織規模に限定しているが、その取扱いについて、教育委員会として、学校管理運営上の必要性と照らし、

改めて検討の上、基準の明確化を図りたい。

(2) 保護者負担の軽減策

本県の学校現場においては、PTAをはじめ、教育振興会、部活動後援会等の多種多様な団体に係る学校徴収金が存在しており、その会費に関しては、ほとんどの学校において低所得世帯に対する減免等の制度がなく、検討された様子も見受けられない。

教育委員会においては、非課税世帯等への「高校生等奨学給付金」の給付など、国の政策の方向性も踏まえ、他県において実施している低所得世帯に対する会費負担の軽減策の事例について、各学校及び保護者に対して情報提供を行うとともに、団体内部での検討や協議を行うよう促す努力が必要である。

(3) 部活動に係る費用負担のあり方の整理

学校教育活動の一環として行われている部活動は、学習指導要領では教育課程に位置づけられていないため、活動に要する経費等については、統一的な取扱いが明確となっておらず、学校によって認識の違いが見られた。

具体的には、週休日における部活動の指導を公務と捉えて教員特殊業務手当支給対象としている一方で、多くの学校では、指導に当たる教職員の旅費の支給方法の根拠が明確となっておらず、校外で行われる大会や練習試合の会場までの旅費を私費会計から実費弁償分として支出しているケースや、県外での大会への参加や遠征に要する経費については、私費会計からの満額支給、一定の負担割合を定めての支給、あるいは上限額を定めての支給など、学校によって様々な取扱いがなされている。

部活動指導が公務として位置づけられるのであれば、基本的には、旅行命令に基づく旅費を公費で支給するとともに、必要に応じて週休日の振替を行うなどして対応すべきであるが、一方では、「最新学校運営質疑応答集」（学校教務研究会編集）によれば、教員が勤務時間外に「自発的な勤務」として部活動指導をすることも可能とされており、結果として前述したとおり、学校によってその取扱いが異なることとなっていることから整理が必要である。教育委員会においては、他県の事例も参考とし、部活動に関する服務についての一定の基準を示されるよう検討されたい。

また、学校管理下で行われる部活動指導に従事する教職員は、生徒を管理監督する責任があり、自身もまた傷病や事故に遭遇するリスクもあることから、事故等の際の補償についても、不利益を被ることのないよう万全を期されたい。

なお、学習意欲の向上や責任感、連帯感のかん養等、生徒の資質及び能力の育成に資する部活動については、学校によって勧め方など取扱いが異なっているが、家庭の経済的な理由等により部活動への加入が困難な生徒もおり、入部を勧めるに当たっては、そう

した生徒へのより一層の配慮など、弾力的な運用に努められたい。また、入部に伴い卒業時までには要する活動経費と、その所要額は原則として生徒の自己負担であることを、あらかじめ保護者に対して十分に説明するよう努められたい。

2 公費・私費会計の予算編成事務の適正化

団体の会計事務については、前述のとおり、団体の長と校長との委託契約に基づいて、教職員が職務として行っているが、その委託契約の範囲を超える団体の予算編成事務についても、教職員が、当該団体の役員等と連携しつつ、又は、自らが兼務している団体の役職員の立場で、県の予算要求事務と並行して行っている現状にある。

作業を並行して行うことは、事務処理の効率化が図られる反面、公費・私費それぞれの区分があいまいとなり、県予算の不足を団体の私費会計で補完するという関係に陥る危険性をはらんでいる。

次年度の学校の予算要求に当たっては、文部科学省通知にもあるように、県と団体の立場を明確に切り分けて作業を行う必要がある。特に、学校の管理運営に要する経費については、県予算として措置すべきものであり、必要性の精査をしっかりと行った上で、県費として予算を確保されたい。

なお、管理運営経費については、教育委員会において、学校の規模に応じた標準的な経費をあらかじめ定めておき、学校の特色を打ち出すために標準的経費を超える予算が必要な場合は、別枠で要求するためのシステムを構築することなども含めた改善策を検討されたい。

公務員は予算の裏付けをもって業務に従事することが原則であり、予算要求なくして保護者へ負担や寄附を求めることがあってはならない。あくまで、学校徴収金は、生徒個人に帰属する経費が基本であることを徹底されたい。

一方、当該団体の意思決定の下であるとはいえ、団体の予算編成作業を教職員が行っている現状は、団体の意思形成過程に少なからず学校側の意向が影響するほか、子どもを学校に預けている立場の保護者からすると異議を唱えることが難しい状態であることが容易に推認できるので、学校主導の運営と誤解されないよう、適切に対応されたい。

第3 学校徴収金の事務処理について

1 学校事務職員の置かれている現状

(1) 学校事務室の働き方改革の推進

県立学校の事務室の体制は、事務室長を含めて3～5人の人員配置のところが多く、その限られた職員で業務を分担して行っている。職務内容は、生徒や保護者からの申請

や問合せへの応対、各種証明書発行等の窓口業務をはじめ、学校施設の管理、物品の発注、学籍管理、教職員の給与計算、勤怠管理、会計事務、文書作成、広報など多岐にわたっており、教員と連携を図り、献身的な努力で教育現場を支えている。

職員定数の配分については、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）に基づき行われ、必要に応じて加配などの配慮もなされてはいるが、学校徴収金に係る会計事務を担っていることもあって、慢性的な業務過多の状況にあることから、事務事業の整理見直し、働き方改革の推進等に一層注力し、事務の効率化や簡略化、職員の負担軽減に向けた改善等に努められたい。

(2) 事務室職員の人材育成

学校の事務室職員は、少人数の体制の中、幅広い業務を事務室長も含めて役割分担して日々処理しており、OJT等の人材育成が必ずしも十分に可能な状況にはなっていない。

このような状況下にあつて、特に若手職員からすれば、業務を遂行する上での本来あるべき姿をイメージして事務処理を行うことは難しく、原理原則を旨とした基本に立ち返った物事の考え方を会得することは困難な状況にある。

教育委員会においては、県立学校の管理運営の最前線の事務室が少人数の体制であることを考慮し、職位に応じた横断的な職員間の情報共有や意見交換などが積極的に行えるような機会を作り、組織全体での認識の摺り合わせや意思統一を促進するとともに、職員一人ひとりの知識・能力の底上げを図るための体系的な研修制度を整備して、一層の資質向上に努められたい。

2 本来業務と私費会計に係る業務との関係性

(1) 私費会計団体事務に係る教職員の業務負担の軽減

団体の会計事務については、学校長と団体の長との間で会計事務の委託契約を締結した場合は、学校教職員が公務として、事務処理を行うことができるとされているが、その一方で、事業計画の立案や予算編成等の会計事務以外の事務については、団体が自ら事務を処理することになる。

しかしながら、教頭及び事務室長が団体の役員等を兼ねているケースも多く、夜間や週休日の勤務時間外に自発的な活動として、会議・行事への出席や事務作業等を行っている実態も確認されるなど、団体の事務作業のほとんどは教職員が行っている現状にあり、大きな負担となっている。

教育委員会においては、このような現状の把握に努め、服務上の取扱いについて整理を行い、教職員個人に過度な負担を強いることのないよう対応を検討されたい。

(2) 契約名義等の適正化

団体の予算執行については、学校の裁量が働く余地が大きく、一方では、団体の統制が行き届きにくいということもあり、今回の監査において、学校本来の業務と団体業務との線引きが不明確なため、私費会計から支出しているものの、その支出の根拠となる契約や請求が学校長宛てに行われているものが相当数確認された。今後は、契約や支払い等に際して、契約者名や請求書、領収書の宛名がそれぞれ適正な契約者名、支払い義務者名となるよう改善されたい。

また、団体の会計を管理する預貯金口座の名義人を学校長としている事例が散見されたが、不正防止の観点からも、本来の名義人とするよう早急に改められたい。

3 内部けん制機能が発揮される体制の確保

(1) 職員の意識改革

学校現場においては、県立学校の管理運営を支えるための本来業務と、保護者の負託に応え、団体の意思を最大限尊重して行うべき私費会計の事務処理を同時並行で行っている。

このことは、契約名義の混同や支出事務の混在化、財産の取得・授受手続きの不備など、不適切な事務処理の発生要因ともなっている。このような契約や支出に関する会計事務については、各学校内部において自律的に是正されるべきであるが、これまで長年にわたって改善がなされてこなかった現実を直視し、法令遵守や諸規程に基づく適正な事務処理を行うよう、職員の意識改革が重要である。

教育委員会においては、学校長をはじめとした教員・事務職員に対する意識改革にも取組み、コンプライアンスを強く意識した学校運営を確立されることを強く期待する。

(2) 内部けん制機能の強化

これまで述べてきたとおり、学校徴収金の会費徴収から団体の予算、決算及び運営に至るまでの事務については、実質的に学校側が主体的な役割を担っている。

団体会計の決算の際には、監事による内部監査が行われてはいるものの、監事には保護者が就いており、その立場上、けん制機能として必ずしも十分とは言えない状況にある。

そのため、第三者の立場にある外部の目を持った独立性、客観性が担保された審査機能の整備、あるいは教育委員会内部に監察機能を有する組織を設置することなどにより、法令遵守はもとより、県立学校としての社会的責任を果たすための事務処理の適正化に努められたい。

(3) 学校における事務処理の適正化

教職員は、本来業務を行う立場と団体業務を行う立場の双方を理解し、その時々状況に応じて適正に判断し、臨機応変に対応するよう努力をしているが、その負担と万一のリスクを軽減し、少人数の体制の中で、相当数の会計事務処理を適切に処理するためにも、明確な役割分担と明文化された客観的判断基準が必須である。

教育委員会においては、これまでに学校徴収金に関する取扱マニュアルの作成及び事務処理の適正化に関する通知の発出等により、周知・指導を行ってきたところであるが、当該マニュアルの不断の見直しはもとより、定期的な実態調査や巡回指導等を実施するなど、一層の事務処理の適正化に努められたい。

4 その他

(1) 県や私費会計団体に属さない会計等の解消

今回の監査においては、公益財団法人等からの助成金や条例に基づかない学校の内部規程を根拠として徴収した現金を管理する通帳の存在が確認された。これらは、県の予算に計上されておらず、会計の母体となる私費会計団体もないため、監査や予算・決算の承認手続きの対象とはならない上、保護者に対する収入・支出の実績報告もなされていない。その中には、残高が相当高額で使途先も不明確となっているものもあり、内部統制上も課題があることから、適正な事務処理に改められたい。

また、休眠状態にある団体の会計事務処理等を学校側で行っている事例も確認されたが、団体の監査や予算・決算の報告もなされておらず、内部統制上も課題があることから、学校側としてこうした団体の関係者と調整を行い、整理、統合するなど適切に対応されたい。

(2) 私費会計団体の名義貸しの是正

生徒の福利厚生を目的に食堂や売店を運営する際、団体に学校の敷地・建物を無償で使用許可し、その上で、団体が実質的に食堂・売店を運営する民間事業者との間で委託契約を締結している事例が多数見られた。その中には、食堂・売店の事業収入だけでは民間事業者の運営が成り立たないとの理由から、自動販売機の設置についても同様に無償で許可している事例も確認された。しかしながら、実態として、団体は食堂・売店の運営や契約にほとんど関与しておらず、単に県の使用料を免除するために団体の名義を使用していると見られかねない事務処理となっていることから、今後は、団体の名義を使用せず、実質的な運営者と学校との間で、直接県の規則等に則った適正な手続きを行うよう改められたい。

また、民間事業者による模擬試験を週休日に実施する際、団体に対して教室の使用を許可し、団体が使用料及び光熱水費を支払っている事例や、町の補助事業によりNPOなどが学習支援活動を行う際、団体が事業主体となり、補助金の受け払いを行っている事例なども認められた。これらは、税法上の枠組から見ると、収益事業課税団体とみなされて、税務上の手続きが必要となる可能性があるほか、本来の趣旨目的にそぐわない団体運営とも誤解を招きかねないことから、実態を把握し、是正に努められたい。

(3) 多額な私費会計予算の適正管理

書面調査においては、県立高等学校69校で教材費を含めた総額約37億円の学校徴収金の存在が明らかとなった。団体費だけでも約16億円、生徒一人当たりの負担額は年間約3万9千円となっており、県予算と比較しても相当な金額となっている。

教育委員会においては、県予算と保護者から預かった学校徴収金の持つそれぞれの意義をしっかりと踏まえ、決して混同することのないよう、その取扱いに当たっては、説明責任をしっかりと果たすとともに、常に透明性を意識した姿勢で臨まれるよう、学校長をはじめとした教員・事務職員に対する意識啓発及び事務指導を徹底されたい。

第4 団体運営への適正関与

学校徴収金を徴収する前提として、保護者等が団体に入会し、かつ、団体が定める手続きにより予算や会費が決定されていることが必要である。

特に、団体への保護者等の加入は原則として任意であることを考えると、保護者等の入・退会手続きや賛否の意思確認は適切に行われていなければならない。

今回の監査においては、団体の運営についても、入・退会手続きのあり方をはじめ、学校徴収金の受益者負担の原則に基づく年度毎の精算のあり方、第三者の立場での独立性・客観性のあるチェック機能の整備、備品台帳の整備、情報公開のあり方、意思決定の方法などの面において課題が認められた。

各団体は、学校とは別の独立した団体であり、その運営や意思決定については、各会員の意思に基づき総会等の議決に基づきなされるべきものであるが、各学校においては、各団体から会計事務の委託を受けるとともに、多くの場合、学校教職員が団体の構成員となり、役職員に就任するなど、団体の運営に少なからず関わっている現状にあることから、各学校や教育委員会においては、現状の課題を各団体と共有し、諸課題の解決を図られたい。

なお、同窓会をはじめとした、本来、学校とは独立した存在である団体については、一部高校の同窓会のように、役員のみならず会計担当者を置き、会計事務も自ら行っているこ

とから、このような事例を参考として、各団体が自律的な運営となるよう促されたい。

終わりに

学校徴収金は、教育活動等に必要な経費として保護者等から徴収するもので、保護者は学校教育の充実・発展を願い、受益者負担の考え方に基づいて応分の負担をしているものであり、所期の目的を達成するためには、学校運営と切り離すことのできない公費と同様に、準公費として厳正な取扱いが求められる。

学校長は、その取扱いに当たって、保護者の負託に応える責務があるが、今回の監査で確認した範囲においては、学校徴収金に対する各学校の認識には温度差があり、また、多くの学校で適正さを欠く事務処理が確認された。このような状況は、県民の常識からは逸脱していると言わざるを得ず、事故発生のリスクも高い状況にあると危惧されるため、抜本的な改革が必要であると考えます。

一方、県立学校における私費会計に係る事務について、教育委員会においては、実効性のある指導を行うため、現行の事務指導の手法を改善・強化していくことが不可欠であり、指導に当たっては、あらかじめ着眼点を定め、各学校に共通する会計を対象とした指導方法に工夫を凝らすほか、改善が必要な学校に対しては、定期的に指導を行っていくことが求められる。そして、私費会計に係る事務処理上の課題や問題点の把握を行いながら、より実効性を高める指導に努めるとともに、各学校において講じられた改善措置のフォローアップなどを継続的に実践していくことを期待する。

さらに、各学校の私費会計に係る事務処理の実態を改めて確認し、学校徴収金に関する取扱マニュアルを基にした取組みが不十分なものについては、指導を徹底するとともに、必要に応じて当該マニュアルの見直しについても検討されたい。

結びに、私費会計については、公費と同様に準公費として厳正に取扱う必要があり、各県立学校及び教育委員会は、私費会計に係る事務処理について、保護者や県民に不信感を抱かせ批判を招くことがないようにするために、また、金銭事故の発生を防止するためにも、内部統制を強く意識した事務処理体制について再確認されたい。

さらに、今回の監査結果を踏まえ、必要な改善措置を着実に実施することはもとより、各教職員が日頃から、私費会計についても公費と同様に取扱わなければならないという高い規範意識を持って自律的なガバナンスを確立し、より適正な事務処理を行うように取組まれることを強く願うものである。

資 料

- 1) 令和元年度行政監査実施計画
- 2) 学校徴収金に関する行政監査調査票 (その1)
- 3) 学校徴収金に関する行政監査調査票 (その2)

令和元年度行政監査実施計画

1 監査テーマ

学校徴収金について

2 監査の目的

県立学校の運営に係る経費には、公費のほか、私費として扱われる「学校徴収金」がある。学校徴収金は、PTAや教育振興会など学校支援を目的とした「団体費」のほか、副教材費や実習材料費、修学旅行積立金など生徒個人が直接受益者となる「教材費」に区分され、これら費用に係る会計事務を学校職員が担っているが、時折、不適正な事務処理や私的流用等の不祥事まで発生している。

このような状況から、教育現場における公費と私費について実態を把握の上、本来公費で負担すべき経費を学校徴収金から支出していないか、学校徴収金の事務処理について内部統制が機能しているか等を検証し、一層の適正な管理・執行に資することを目的とする。

3 監査対象機関

- (1) 県立学校（県立高等学校及び県立特別支援学校）
- (2) 教育庁総務課
- (3) 教職員課
- (4) 高校教育課
- (5) 施設整備課
- (6) スポーツ健康課

4 監査の実施方法

(3) 書面調査

監査の実施にあたり、学校徴収金の徴収状況及び執行状況等を把握するため、全ての県立学校（県立高等学校及び県立特別支援学校）を対象に「行政監査調査票」により書面調査を実施する。

(4) 事務局監査

監査対象機関の中から、25機関を選定し、実地により事務局監査を実施する。

併せて、県立学校を指導する教育庁総務課、教職員課、高校教育課、施設整備課及びスポーツ健康課について監査を実施する。

(3) 委員監査

事務局監査実施機関を対象に、書面又は実地により監査を実施する。

5 監査の着眼点と主な調査内容

着眼点	主な調査内容
(1) 県立学校の運営に係る経費の執行状況について	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な学校運営の予算が令達されているか。 ・学校徴収金の取扱いに係る通知や指針等が遵守されているか。 ・教材費の管理は適切か。 ・団体費の管理及びサービスは適切か。 ・学校徴収金の会計が適切に執行されているか。 ・学校徴収金の会計処理状況について透明性が確保されているか。 ・保護者から学校徴収金の徴収承諾が得られているか。
(2) 学校徴収金の使途について	<ul style="list-style-type: none"> ・本来公費で負担すべき経費について、私費である学校徴収金から支出されていないか。
(3) 学校徴収金の事務処理における職員の負担について	<ul style="list-style-type: none"> ・学校徴収金の事務負担は、全体のどの程度か。

6 主な実施スケジュール

(1) 行政監査実施計画策定	平成31年4月8日（委員協議）
(2) 書面調査	平成31年4月から令和元年6月末まで
(3) 事務局監査	平成31年4月から令和元年12月まで
(4) 委員監査	令和元年5月から令和2年1月まで
(5) 行政監査実施計画一部見直し	令和元年8月5日（委員協議）
(6) 行政監査結果報告書作成	令和元年12月から令和2年1月まで
(7) 行政監査結果報告書決定	令和2年2月12日（委員協議）
(8) 知事等への結果報告	令和2年2月21日（報告は公報で公表）
(9) 知事等からの措置状況報告	令和2年3月23日（報告は公報で公表）

(別紙)

令和元年度行政監査対象機関

番号	対象機関名	事務局監査	委員監査	地域	
1	石巻好文館高等学校	4月17日	5月23日	東部	
2	柴田高等学校	4月19日	5月28日	大河原	
3	柴田農林高等学校	4月19日	5月29日	大河原	
4	古川工業高等学校	4月23日	6月4日	北部	
5	迫桜高等学校	4月24日	6月6日	栗原	
6	村田高等学校	4月25日	6月11日	大河原	
7	蔵王高等学校	4月25日	6月11日	大河原	
8	中新田高等学校	4月25日	6月19日	北部	
9	岩出山高等学校	4月26日	6月19日	北部	
10	一迫商業高等学校	7月24日	9月5日	栗原	
11	築館高等学校	7月25日	9月5日	栗原	
12	南郷高等学校	7月26日	9月6日	北部	
13	名取北高等学校	8月1日	10月9日	仙台	
14	古川黎明高等学校	8月9日	10月10日	北部	
15	塩釜高等学校	8月28日	11月1日	仙台	
16	志津川高等学校	9月11日	10月30日	気仙沼	
17	本吉響高等学校	9月12日	10月30日	気仙沼	
18	岩ヶ崎高等学校	9月20日	11月5日	栗原	
19	宮城広瀬高等学校	9月26日	11月1日	仙台	
20	多賀城高等学校	10月1日	11月15日	仙台	
21	田尻さくら高等学校	10月9日	11月20日	北部	
22	登米高等学校	10月10日	11月22日	登米	
23	石巻工業高等学校	11月29日	書面	東部	
24	仙台東高等学校	12月6日	書面	仙台	
25	仙台第一高等学校	9月5日	10月24日	仙台	
26	高校教育課	10月24日	11月19日	本庁	
27	総務課	10月24日	}	本庁	
28	教職員課	10月23日		本庁	
(26)	高校教育課(再掲)	(10月24日)		1月9日	(本庁)
29	施設整備課	10月23日		本庁	
30	スポーツ健康課	10月23日		本庁	

学校徴収金に関する行政監査調査票（その1）

（平成30年度学校徴収金の1人当たり年間徴収金額の調）

提出期限：令和元年6月28日（金）まで

区分	(例示)	会計数 ※1	予算規模計 ※1 (千円)	生徒数 ※2	1人当たり年間 徴収額(円)
団体費	父母教師会(PTA), 教育振興会, 同窓会, 部活動後援会, 記念事業積立 等				
教材費	副教材費, 実習材料費, 学年費, 給食費, 外部模試, 修学旅行積立, 生徒会 等				
計					
その他	職員親睦会, 外部奨学金, 寄附金, 補助金受入				
合計					

※1 別紙7の「会計数」及び「予算規模」を, 区分毎に集計し記載願います。

※2 監査資料に記載の生徒数(H30.5月末)を記載願います。

学校徴収金に関する行政監査調査票（その2）

（平成30年度団体費の会計状況等）

提出期限：令和元年6月28日（金）まで

学校名：

会計名：

※本調査票は、別紙7「内部統制の調」に記載した学校徴収金のうち「教育振興会費」、「同窓会費」、「PTA会費」、「部活動後援会費」について、それぞれ別業で作成してください。

調 査 項 目

1. 当該徴収金は、どのような目的で徴収し、主にどのようなものに支出していますか。

2. 当該学校徴収金の保護者からの同意の方法（該当する項目をすべてチェックしてください。）

- | | |
|---------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 総会等で同意を得ている。 | <input type="checkbox"/> 総会等欠席者には、文書で通知している。 |
| <input type="checkbox"/> 同意書を取っている。 | <input type="checkbox"/> 同意手続きは行っていない。 |

3. 収入や支出等の出納手続きの方法

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 公費（県費）と同様（準じ）に行っている。 | <input type="checkbox"/> 公費（県費）よりも簡易な手続きで行っている。 |
|---|---|

4. 現金出納帳の作成状況（口座から引き出した現金の使用状況を現金出納帳で管理しているか）
※平成30年4月から平成31年3月における現金出納帳の写し（うち1か月分で可。）を添付してください。

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 現金出納帳を作成し、現金管理をしている | <input type="checkbox"/> 現金出納帳は作成していない |
|--|--|

5. 監査の状況（該当する項目をすべてチェックしてください。）

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 学校長等の内部の職員の監査を受けている。 | <input type="checkbox"/> 当該団体の役員等の監査を受けている。 |
| <input type="checkbox"/> 監査は受けていない。 | |

6. 決算書の作成と公表状況（該当する項目をすべてチェックしてください。）

※決算書を作成している場合には、平成30年度の決算書を添付してください。

- | | |
|---------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 決算書を作成している。 | <input type="checkbox"/> 決算書を総会等で公表している。 |
| <input type="checkbox"/> 決算書は作成していない。 | <input type="checkbox"/> 決算書は公表していない。 |

7. 生徒一人当りの年間徴収額 年 額 円

8. 当該会計の年間予算額 年 間 千 円

9. 公費（県費）負担とすべき経費に当該会計から支出している経費はありますか。

※公費、私費の区分については、平成25年5月1日宮城県教育委員会「公費と学校徴収金の適正な負担区分等に係る指針」により判断し、主な内容・金額を記入願います。

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 公費負担に該当すると思われる経費に支出している。 | <input type="checkbox"/> 該当する経費に支出していない。 |
|---|--|

【内容】

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 学校の施設・設備の修繕（ : 千円） | <input type="checkbox"/> 県有備品の維持管理（ : 千円） |
| <input type="checkbox"/> 教育を行うために必要な経費（授業に必要な備品等）
（ : 千円） | <input type="checkbox"/> その他（ : 千円） |

10. 「団体費による支援を受けることを可能とする経費」の執行はありますか。

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 教育環境充実のため支援される図書購入費
（ : 千円） | <input type="checkbox"/> 自習室で使用される備品購入費
（ : 千円） |
| <input type="checkbox"/> その他（ : 千円） | <input type="checkbox"/> なし |

11. 「団体費で取得した財産（施設修繕、備品、図書等）」の寄付受納手続きは行っていますか。

- | | |
|---------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 行っている。 | <input type="checkbox"/> 行っていない。 |
|---------------------------------|----------------------------------|

12. 低所得世帯等に対する会費の減免規定を設けていますか。

- | | |
|---------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 設けている。 | <input type="checkbox"/> 設けていない。 |
|---------------------------------|----------------------------------|

13. 単年度ごとに精算し、剰余金については、保護者に返還していますか。

- | | |
|--------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 精算し、返還している。 | <input type="checkbox"/> 返還せず、翌年度以降に繰り越している。 |
|--------------------------------------|--|

14. キャッシュカード、ネットバンク、クレジットカードを、会計に使用していますか。

- | | |
|----------------------------------|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 使用している。 | <input type="checkbox"/> 使用していない。 |
|----------------------------------|-----------------------------------|